

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 規 則

○北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金条例施行規則……………（農村設計課）	1
○総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則……………（人事課）	1
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）	1
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）	3
○北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（地域福祉課）	8
○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（子ども子育て支援課）	9

### 告 示

○北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域の指定の一部改正……………（観光振興課）	9
--	---

### 道人事委員会規則

○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	9
---------------------------------------	---

## 規 則

北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金条例施行規則をここに公布する。  
令和3年7月14日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第43号

北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金条例施行規則

北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業基金条例（平成5年北海道条例第29号）第1条の規則で定める区域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により同法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域とする。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の規定の適用については、本則中「区域と」とあるのは、令和3年度から令和8年度までの間においては「区域及び同法附則第5条に規定する特定市町村（以下「特定市町村」という。）の区域（同法附則第6条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）と」と、令和9年度においては「区域及び同法附則第5条に規定する特別特定市町村（以下「特別特定市町村」という。）の区域（同法附則第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）と」とする。

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月14日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第44号

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則

総合振興局長等事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

農政部の項中14の事項を削り、15の事項を14の事項とし、16の事項を15の事項とし、17の事項を16の事項とし、18の事項を削り、19の事項を17の事項とし、20の事項を18の事項とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月14日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第45号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

目次中「-第90条」を「・第85条」に改める。

第9条中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第42条第2項第1号の表中「100分の50以下」を「100分の10以上100分の50以下」に改める。

第84条を削る。

第85条中「第124条の承認を受けている」を「第124条の規定により道税関係帳簿（同条に

規定する道税関係帳簿をいう。以下この章において同じ。)に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該道税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする」に、「要件に」を「要件(当該ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び保存を行っている場合には、第3号に掲げる要件を除く。)」に改め、「承認を受けている同条に規定する道税関係帳簿(以下この章において「道税関係帳簿」という。))に係る同条に規定する」及び「(以下この章において「電磁的記録」という。)」を削り、同条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「係る電子計算機処理に」を「係る電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下この条において同じ。)」に当該」に、「条例第126条第1項に規定するプログラム」を「電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの」に改め、「及び第87条第2項」を削り、「当該電子計算機処理に」の次に「当該」を加え、同号ア中「電子計算機処理システム」の次に「(電子計算機処理に関するシステムをいう。以下この条において同じ。)」を加え、同号を同条第1号とし、同条第4号中「明りょうな」を「明瞭な」に改め、同号を同条第2号とし、同条第5号を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 道税に関する法令の規定による当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしておくこと。

第85条に次の1項を加える。

2 前項に規定する特定要件とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件をいう。

(1) 条例第124条の規定により道税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該道税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとするゴルフ場利用税の特別徴収義務者次に掲げる要件(当該ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が道税に関する法令の規定による当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、ウ((イ)及びウ)に係る部分に限る。)に掲げる要件を除く。)

ア 当該道税関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

(ア) 当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

(イ) 当該道税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。

イ 当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と関連道税関係帳簿(当該道税関係帳簿に関連する道税関係帳簿をいう。イにおいて同じ。)の記録事項(当該関連道税関係帳簿が、条例第124条の規定により当該関連道税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関連道税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているもの

又は条例第125条の規定により当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(同条第1項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下この章において同じ。)による保存をもって当該関連道税関係帳簿の備付け及び保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項)との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

ウ 当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を確保しておくこと。

(ア) 利用年月日、利用料金の額及び利用人員((イ)及びウ)において「記録項目」という。)を検索の条件として設定することができること。

(イ) 日付又は料金に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

(ウ) 2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること。

(2) 条例第125条第1項の規定により道税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該道税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとするゴルフ場利用税の特別徴収義務者次に掲げる要件

ア 前号に定める要件

イ 次条第1項第1号イ(ア)の電磁的記録に、前号ア(ア)及びイ(イ)に規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。

ウ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、道税関係帳簿の種類及び利用年月日その他の日付を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを採し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

エ 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

オ 当該道税関係帳簿の保存期間(道税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)の初日から当該道税関係帳簿に係るゴルフ場利用税の法定納期限(法第11条の4第1項に規定する法定納期限をいう。)後3年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前項第2号及び前号ウに掲げる要件(当該ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が道税に関する法令の規定による当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ウ((イ)及びウ)に係る部分に限る。)に掲げる要件を除く。)に従って当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能(同号ウに規定する機能(当該ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が道税に関する法令の規定による当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること

ができるようにしている場合には、同号ウ(ア)に掲げる要件を満たす機能)に相当するものに限る。)を確保しておくこと。

第4章中第85条を第84条とする。

第86条第1項中「の承認を受けている」を「の規定により道税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該道税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする」に、「前条各号に掲げる要件」を「前条第1項各号に掲げる要件(当該ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が同条第2項に規定する特定要件に従って当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っている場合には、同条第1項第3号に掲げる要件を除く。)」に改め、「承認を受けている条例第124条に掲げる道税関係帳簿に係る」を削り、同項第1号イ(ア)中「(前条第1号ア及びイに規定する事実及び内容に係るものを含む。)」を削り、「記名押印」を「その氏名」に改め、同号イ(イ)中「記名押印」を「氏名」に改め、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「明りょうな」を「明瞭な」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 条例第125条第2項に規定する規則で定める場合は、条例第124条の規定により道税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該道税関係帳簿の備付け及び保存に代えているゴルフ場利用税の特別徴収義務者の当該道税関係帳簿の全部又は一部について、その保存期間(道税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)の全期間(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。)につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってこれらの電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

第86条第3項中「の承認を受けている」を「の規定により道税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようとする」に、「承認を受けている道税関係帳簿」を「道税関係帳簿」に改め、同条を第85条とする。

第87条から第90条までを削る。

附則別記第1号様式から附則別記第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第1号様式の3の3中「㊟」を削る。

別記第49号様式の5その1及びその2中「㊟」を削り、「税理士署名押印」を「税理士署名」に改める。

別記第51号様式の3中「㊟」を削る。

別記第57号様式の3の3その1末尾欄外注意の事項に次の1事項を加える。

3 押印については、ゴルフ場の経営を承継した場合に該当しないときには、省略することができます。

別記第71号様式の2注意の事項を次のように改める。

注意1 個人番号は最後に記載するなど、他人に知られないようにしてください。

2 押印については、鉱業権の移転が譲渡による場合に該当しないときには、省略することができます。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第42条第2項第1号の表の改正規定、第86条第1項第1号イ(ア)の改正規定(「記名押印」を「その氏名」に改める部分に限る。)、同号イ(イ)、附則別記第1号様式から附則別記第3号様式まで、別記第1号様式の3の3、別記第49号様式の5その1及びその2、別記第51号様式の3、別記第57号様式の3の3その1並びに別記第71号様式の2の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北海道税条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)第84条第2項の規定の適用については、この規則による改正前の北海道税条例施行規則第85条第2号に規定する承認を受けている同号に規定する関連道税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、新規則第84条第2項第1号イに規定する関連道税関係帳簿の記録事項とみなす。

3 附則別記第1号様式から附則別記第3号様式まで、別記第1号様式の3の3、別記第49号様式の5その1及びその2、別記第51号様式の3、別記第57号様式の3の3その1並びに別記第71号様式の2の改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、当該改正規定による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

(北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部改正)

4 北海道循環資源利用促進税条例施行規則(平成18年北海道規則第109号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「から第88条まで及び第90条」を「及び第85条」に改める。

(北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

5 附則第2項の規定は、北海道循環資源利用促進税条例(平成17年北海道条例第124号)第15条第1項の規定による帳簿の備付け、記載及び保存をする場合について準用する。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第46号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、第26条の2」を削る。

第7条第1項を次のように改める。

条例第7条の規則で定める設備は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定めるもの（以下「過疎地域産業振興促進区域特別償却設備」という。）とする。

(1) 条例第7条第1号又は第7号に掲げる事業 取得価額の合計額が500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。）以上のもの

(2) 条例第7条第2号から第6号までに掲げる事業 取得価額の合計額が500万円以上のもの

第7条第2項及び第3項中「過疎地域特別償却設備」を「過疎地域産業振興促進区域特別償却設備」に改める。

第8条第1項中「第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号」を「第12条第3項の表の第3号又は第45条第2項の表の第3号」に改め、同項第1号中「租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第13項に規定する資本金の額等（以下「」及び「」という。）」を削る。

第9条の見出し及び同条第1項中「第17条」を「第17条第1項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改め、同条第2項中「第17条」を「第17条第1項」に改め、同条第3項中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第10条第1項中「の第1号」を「の第2号」に改める。

第12条を削る。

第13条中「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に改め、同条を第12条とする。

別記第1号様式その1（表）中

「\_\_\_\_\_」 「\_\_\_\_\_」

別記第1号様式その1付表のア中

新（増）設者	を	取得等（新增設）をした者	に、
新（増）設事業場		取得等（新增設）をした事業場	

新（増）設設備（施設）を事業の用に供した年月日	を
新（増）設に係る設備（施設）を構成する償却資産の取得価額の合計額	
新（増）設設備に係る増加雇用者数	

取得等（新增設）をした設備（施設）を事業の用に供した年月日	に改め、
取得等（新增設）に係る設備（施設）を構成する償却資産の取得価額の合計額	
取得等（新增設）をした設備に係る増加雇用者数	

同様式その1（裏）注1の事項中「新設し、又は増設した日」を「取得等（新增設）をした日」に改め、同注1(1)及び(2)の事項中「新設又は増設」を「取得等（新增設）」に改め、同注1(4)の事項中「新設し、又は増設した」を「取得等（新增設）をした」に改め、「（製造の事業に限ります。）」を削り、同注2の事項を次のように改める。

2 次に掲げる者は、1に掲げる書類のほか、貸借対照表を添付してください。

(1) 条例第7条、第12条、第19条又は第23条の規定により事業税の課税免除又は不均一課税を受けようとする者であつて、その主な事業（鉄道事業又は軌道事業を行う法人にあつては、これらの事業を除いた事業における主な事業）が次に掲げるいずれかの事業である法人

ア 電気供給業（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）

イ ガス供給業

ウ 倉庫業

(2) 条例第27条の規定により事業税の不均一課税を受けようとする者であつて、前号アからウまでに掲げるいずれかの事業を行うもの

比	例	税	率	適	用						
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

を

比	例	税	率	適	用						
収	入	金	額	課	税	分					

に改め、

同様式その1付表のア末尾欄外注1の事項中「新設し、又は増設した」を「取得等（新增設）をした」に改め、同注2の事項を次のように改める。

2 「比率」欄は、次に従い記載してください。

(1) 条例第7条、第12条、第19条又は第23条の規定により事業税の課税免除又は不均一課税を受けようとする場合

ア 主な事業（鉄道事業又は軌道事業を行う法人にあっては、これらの事業を除いた事業における主な事業）が次に掲げるいずれかの事業である法人は、「ウ 道内における事業所等の固定資産の価額等」の「比率」欄の数値を記載してください。

(ア) 電気供給業（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）

(イ) ガス供給業

(ウ) 倉庫業

イ ア以外の者は、「イ 道内における従業者明細書」の「比率」欄の数値を記載してください。

(2) 条例第27条の規定により事業税の不均一課税を受けようとする場合

ア 前号ア(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかの事業、鉄道事業又は軌道事業を行う場合は、「ウ 道内における事業所等の固定資産の価額等」の「比率」欄の数値を記載してください。

イ アに規定する事業以外の事業を行う場合は、「イ 道内における従業者明細書」の「比率」欄の数値を記載してください。

別記第1号様式その1付表のア末尾欄外注3の事項を削り、同注4の事項中「又は第23条」を「、第23条又は第27条」に改め、同事項を同注3の事項とし、同注5の事項を同注4の事項とし、同様式その1付表のイ中

新設 又は			新設し、又は増設した 設備（施設）に係る従 業者数
			上記以外の従業者数

増設に係る事業所等			新設し、又は増設した 設備（施設）に係る従 業者数	を
			上記以外の従業者数	
新設又は増設に係る事業所等以外の事業所等に 従事する従業者数				

取得等（新增設）に係る事業所等			取得等（新增設）をした 設備（施設）に係る従 業者数	に改め、
			上記以外の従業者数	
取得等（新增設）をした 設備（施設）に係る従 業者数				
上記以外の従業者数				
取得等（新增設）に係る事業所等以外の事業所等に 従事する従業者数				

同様式その1付表のイ末尾欄外注1の事項を次のように改める。

注1 次に掲げる者は、提出する必要がありません。

(1) 条例第7条、第12条、第19条又は第23条の規定により事業税の課税免除又は不均一課税を受けようとする者であって、その主な事業（鉄道事業又は軌道事業を行う法人にあっては、これらの事業を除いた事業における主な事業）が次に掲げるいずれかの事業である法人

ア 電気供給業（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）

イ ガス供給業

ウ 倉庫業

(2) 条例第27条の規定により事業税の不均一課税を受けようとする者であって、前号アからウまでに掲げるいずれかの事業、鉄道事業又は軌道事業を行い、その他の事

業を行わないもの

別記第1号様式その1付表のイ末尾欄外注5の事項中「新設又は増設」を「取得等（新增設）」に改め、同事項を同注6の事項とし、同注4の事項を同注5の事項とし、同注3の事項中「新設し、又は増設した」を「取得等（新增設）をした」に改め、同事項を同注4の事項とし、同注2の事項中「新設又は増設」を「取得等（新增設）」に改め、同事項を同注3の事項とし、同注1の事項の次に次の1事項を加える。

2 条例第7条、第12条、第19条又は第23条の規定により事業税の課税免除又は不均一課税を受けようとする者であって、鉄道事業又は軌道事業に加えてその他の事業を行うものは、当該鉄道事業又は当該軌道事業を除いた事業に係る部分について記載してください。

別記第1号様式その1付表のウを次のように改める。

ウ 道内における事業所等の固定資産の価額等

区分		事業年度（年）末日現在の価額等	比率
電気供給事業又はガス供給事業	取得等（新增設）をした設備に係る固定資産	① 円	⑦ $\left(\frac{①}{②}\right)$
	道内に有する事業所等の固定資産（条例第7条、第12条、第19条又は第23条の規定により課税免除又は不均一課税を受けようとする場合にあっては、当該各条に掲げる事業の用に供する設備に係る固定資産に限ります。）	② 円	
倉庫業	取得等（新增設）をした設備に係る固定資産	③ 円	⑧ $\left(\frac{③}{④}\right)$
	道内に有する事業所等の固定資産	④ 円	
鉄道事業又は軌道事業	新增設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長	⑤ キロメートル	⑨ $\left(\frac{⑤}{⑥}\right)$
	道内に有する軌道の延長	⑥ キロメートル	

注1 次に掲げる者は、提出する必要はありません。

(1) 条例第7条、第12条、第19条又は第23条の規定により事業税の課税免除又は不均一課税を受けようとする者であって、その主な事業（鉄道事業又は軌道事業を行う法人にあっては、これらの事業を除いた事業における主な事業）が次に掲げるいずれかの事業である法人以外のもの

ア 電気供給業（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）

イ ガス供給業

ウ 倉庫業

(2) 条例第27条の規定により事業税の不均一課税を受けようとする者であつて、前号アからウまでに掲げる事業、鉄道事業又は軌道事業を行わないもの

2 条例第7条、第12条、第19条又は第23条の規定により事業税の課税免除又は不均一課税を受けようとする者であつて、鉄道事業又は軌道事業に加えてその他の事業を行う法人は、当該鉄道事業又は当該軌道事業を除いた事業に係る部分について記載してください。

別記第1号様式その3中

新（増）設者	取得等（新增設）をした者
新（増）設に係る事業場又は対象施設	取得等（新增設）に係る事業場又は対象施設

を

に、

新（増）設に係る設備（施設）又は対象施設の用に供する家屋若しくは構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額	を
新（増）設設備に係る増加雇用者数	
新（増）設に係る設備（施設）又は対象施設を事業の用に供した年月日	

に改め、

取得等（新增設）に係る設備（施設）又は対象施設の用に供する家屋若しくは構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額	に改め、
取得等（新增設）をした設備に係る増加雇用者数	
取得等（新增設）に係る設備（施設）又は対象施設を事業の用に供した年月日	

同様式その3末尾欄外注1(1)及び(2)の事項中「新設又は増設」を「取得等（新增設）」に改め、同注1(4)の事項中「新設し、又は増設した」を「取得等（新增設）をした」に改め、「（製造の事業に限ります。）」を削り、同様式その4中

--	--

新（増）設者	取得等（新增設）をした者
新（増）設に係る事業場又は対象施設	取得等（新增設）に係る事業場又は対象施設

を

に、

新（増）設に係る設備（施設）又は対象施設の用に供する家屋若しくは構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額	を
新（増）設設備に係る増加雇用者数	

に改め、

取得等（新增設）に係る設備（施設）又は対象施設の用に供する家屋若しくは構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額	に改め、
取得等（新增設）をした設備に係る増加雇用者数	

同様式その4末尾欄外注1の事項中「新設し、又は増設した日」を「取得等（新增設）をした日」に改め、同注1(1)及び(2)の事項中「新設又は増設」を「取得等（新增設）」に改め、同注1(4)の事項中「新設し、又は増設した」を「取得等（新增設）をした」に改め、「（製造の事業に限ります。）」を削る。

別記第2号様式その2及びその3中

新（増）設に係る事業場又は対象施設	を
-------------------	---

取得等（新增設）に係る事業場又は対象施設

に改め、同様式その4中

取得等（新增設）に係る事業場又は対象施設

新（増）設に係る事業場又は対象施設

を

取得等（新增設）に係る事業場又は対象施設

に改める。

### 附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第7条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和3年北海道条例第24号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号。次項において「旧条例」という。）第7条、第9条又は第10条の規定に基づくこの規則による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条の規定は、なおその効力を有する。

3 改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第26条の2又は第26条の3の規定に基づく旧規則第12条の規定は、なおその効力を有する。

4 令和3年4月1日以後に新規則第7条第1項に規定する過疎地域産業振興促進区域特別償却設備（以下この項において「過疎地域産業振興促進区域特別償却設備」という。）の取得等（改正条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第7条に規定する取得等をいう。）をした者について、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による申請の期限が、当該過疎地域産業振興促進区域

特別償却設備の所在する市町村において過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する市町村計画（以下この項において「市町村計画」という。）が定められた日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同規則第4条の規定にかかわらず、当該市町村計画が定められた日から起算して2月を経過する日とする。

5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月14日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第47号

北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（感染症及び食中毒の予防等のための措置）

**第4条** 条例第19条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的

に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知を図ること。

(2) 救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的

に実施すること。

本則に次の1条を加える。

（準用）

**第7条** 第3条から第5条までの規定は、更生施設について準用する。

2 第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定は、宿所提供施設について準用する。

3 第4条の規定は、授産施設について準用する。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月14日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第48号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第20条の2中「第82条第1項ただし書」の次に「及び第4項ただし書」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

5 条例第17条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める作業は、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある者に接して行う作業その他人事委員会が認める作業とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

告

示

#### 北海道告示第504号

平成30年北海道告示第241号（北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年7月14日

北海道知事 鈴木直道

1の表の浦河町の項を削る。

2の表の浦幌町の項を削る。

#### 道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月14日

北海道人事委員会委員長 欽田信知

#### 北海道人事委員会規則7-1428

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-27）の一部を次のように改正する。

第11条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

令和3年（2021年）7月14日（水曜日）

北 海 道 公 報

号外第20号 9